

総務文教常任委員会記録

平成28年4月21日

【開催日】 平成28年4月21日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時25分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中島 好人
委員	大井 淳一郎	委員	岡山 明
委員	河崎 平男	委員	笹木 慶之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総合政策部長	川地 諭	企画課長	河口 修司
企画課課長補佐	河田 圭司	企画課主査兼企画係長	杉山 洋子
財政課長	篠原 正裕	財政課主査兼財政係長	山本 玄
財政課調整係長	西崎 大		
教育長	江澤 正思	教育部長	尾山 邦彦
教育総務課長	古谷 昌章	教育総務課主査	森重 豊浩
教育総務課学校施設係長	池田 哲也		
社会教育課長	和西 禎行	社会教育課課長補佐兼青少年係長	臼井 謙治

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	議事係主任主事	原川 寛子
------	------	---------	-------

【審査内容】

埴生地区複合施設整備事業の財源について

午前10時開会

河野朋子委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。よろしくお願
いします。本日は、審査内容、埴生地区複合施設整備事業の財源についてと
いうことで、執行部のほうに来ていただきまして、この事業、今回3月議会で修
正となっておりますので、総務文教常任委員会で早急にこの件について調査し
ていかなくはないということ、まず第1段階として、今回、この財源を更
に詳しく説明をいただいて委員のほうから質疑を行いたいと思いますので、よろ
しくお願いたします。それでは審査に入る前に執行部のほうから何か、メンバ
ーが替わられたということで自己紹介があるようでしたらお願いたします。

江澤教育長 では教育委員会のほうからさせていただきます。

尾山教育部長 この4月1日に教育部長を拝命いたしました尾山邦彦と申します。昨
年度に引き続き大変お世話になります。どうぞよろしくお願いたします。

古谷教育総務課長 この4月に教育総務課長を拝命いたしました古谷昌章と申します。
よろしくお願いたします。

森重教育総務課主査 4月1日付けで教育総務課のほうへ移動になりました。森重豊
浩です。よろしくお願いたします。

川地総合政策部長 おはようございます。4月1日付けで総合政策部長を拝命いたし
ました川地諭でございます。ひとつどうぞよろしくお願いたします。

河口企画課長 4月1日付けで企画課長を仰せつかりました河口修司と申します。よろ
しくお願いたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは説明のほうよろしくお願いたしま
す。

川地総合政策部長 それでは私のほうからこの財源の関係につきまして御説明を申し上げたいと思います。委員の皆様方のほうにはもう既にお手元に配布をさせていただいておるとおもいますが、でも埴生地区複合施設整備事業の概算事業費及び予定財源内訳ということで資料を出させていただきます。まず概算事業費のほうでございますけれども、これは去る3月に開催されました一般会計予算決算常任委員会におきまして平成28年度の一般会計予算審査資料として提出しました埴生地区複合施設整備事業の概算事業数値でありまして、平成28年2月時点のものということで御理解をいただきたいというふうに思っております。この概算事業に対しての予定をいたしております財源の内訳でございますが、特定財源といたしまして、表の下のほうになろうかと思っておりますけれども国庫支出金それから県支出金、地方債それからその他財源を予定いたしております、差引き分を一般財源で対応するということといたしております。では詳細な内訳を御説明させていただきます。まず国庫支出金でございますが、まずは防衛施設、周辺地域の生活環境の整備について補助されます国からの民生安定施設補助金といたしまして6,000万円。それから児童クラブ施設について補助基本基準額の3分の1補助となります児童クラブ施設補助金として、832万1,000円を予定いたしております。この数字につきましては総事業費に対する財源ということで一番右の表に数字が出ておりますけれども、この数値を参考にさせていただきたいと思っております。次に県支出金でございますが、児童クラブ施設につきましては、国と同様で県においても3分の1補助となりまして、832万1,000円を予定いたしております。次に地方債でございますが、この施設整備につきましては、もともと当初から合併特例債の活用を計画いたしております、5億1,000万円を予定いたしております。合併特例債の活用につきましては、この3月議会で可決をいただきました新市建設計画の変更において既に説明をさせていただいたところでございますが、本市におきましては、合併特例債発行可能額でございます158億3,000万円を活用年限である平成31年度までに全額活用する計画としております。そして31年度までの財政計画を立てる中におきまして、埴生地区の複合施設整備事業におきます活用額を5億1,000万円といたしたわけでございます。また児童クラブ施設整備につきましては、補助基準額から国、県補

助金を差し引いた額に対し、地域活性化事業債を活用することといたしております。その額は740万円を予定いたしております。これら二つの地方債を充当しても、なお残りの事業費に一般単独事業債の活用が可能なことから、8,740万円の発行を予定いたしております。したがって地方債は、三つの地方債の財源という形になろうかと思っております。次にその他財源でございますけれども、これはまちづくり魅力基金を600万円活用することと考えておりまして、本来であれば平成28年度の基本設計、基本設計は一般財源対応でございますので、この財源とすることといたしております。これらの特定財源の合計額が合計で申し上げますと、6億8,744万2,000円となります。先ほどの事業費8億569万9,000円に対しまして、特定財源では賄うことができませんので、一般財源といたしまして1億1,825万7,000円を要する計画となっております。なお本数値は概算でありまして、決定値ではないということを申し上げまして説明を終わらせていただきます。以上でございます。

河野朋子委員長 はい、ありがとうございます。一応事業の財源内訳について説明を受けましたが、委員のほうから質問があればお願いいたします。

河崎平男委員 先ほど来から説明がありましたとおりですね、財源内訳の関係なんです。この合併特例債の関係で十分利活用しようということでもあります。ついてはですね、いつ頃から事業に取り掛かれればいいか、又はスケジュール的なもので申請等がですね、あるかと思いますが、タイムリミットというのは、いつ頃までを予定されているかお聞きいたします。

川地総合政策部長 タイムスケジュールの関係でございますが、これにつきましても先ほどの一般会計予算審査資料のほうに年度ごとのスケジュールを出してございまして、28年度から取り掛かりまして、31年度までには複合施設は造りますよと。32年度において、現公民館と支所の施設を解体するという事業内容となっております。したがってあくまでも複合施設は31年度に造るから合併特例債の活用が可能ということで御理解いただきたいと思っております。あと実際に28年度に入りましたので、じゃあどうなのかということだろうと思っておりますけれども、私どももこれは非

常に厳しい計画というふうに考えております。できれば28年度当初からやりたかったわけですが、特に28年度を基本設計それから用地の購入、29年度実施設計という形でスケジュールを組んでおります関係上、どうしても基本設計が一番重要となってきますが、基本設計の仕上がりを今のところ11月、12月で考えておりました。これは本当は余裕がほとんどないというふうに考えておりますけれども、多少この辺りをですね、一、二か月ぐらい何とか後に回してでもですね、何とか31年度までに複合施設を建てて、32年度に現公民館施設を解体という形で行けば、ぎりぎり間に合うのかなというふうには思っております。以上でございます。

笹木慶之委員 合併特例債のね、使用についての制限、制約があれば、ある部分についてお尋ねします。

川地総合政策部長 合併特例債につきましては、これは使途制限が当然ございます。まず新市の全体の発展に資する事業ですとか、地区内においてバランスの取れていない施設の整備事業でありますとか、そういったものが条件になってまいります。今回埴生の複合施設につきましては、公民館と支所をどうするかと、それに青年の家をどうするかということでございましたけれども、複合化することによりまして、公民館機能と支所機能と青年の家機能と、あと児童クラブの機能、これを再編するという形になりますので、この辺りでは合併特例債が活用というふうな形になります。仮に一番最初に出ましたけれども、公民館と支所の現施設をそのまま老朽化ということで解体して、公民館と支所だけを造るということになれば、これは単なる建替えでございますので、合併特例債の活用は非常に困難であるということは最初の段階で御説明させていただいているというふうに考えております。以上です。

笹木慶之委員 もう1点はね、これ現在そういう形であるかどうかというのは、私は分からないので聞きますが、起債申請のときにいわゆるその建物と、もちろん建築物のね、対象物件といいますか、防災上の配慮とかいうようなことってというのは、チェックの中に入っていると思うんですが、入ってませんか。

川地総合政策部長 この合併特例債につきましては、市の単独で事業申請することができなくて、最終的には国、県との協議が要りますので、私ども事前にですね、この件に関しては、国、県と実は協議をいたしておりますが、この中に防災上の観点を絶対に入れるというところまでは説明はいたしてありませんが、ただ避難所ですね、避難所の施設を整備するという点については、その辺については説明をいたしております。

笹木慶之委員 私が言うのはそういうことじゃなしにね、通常県に出す場合、県に出して審査を受ける場合にね、いわゆるそういったことについては防災上の配慮は大丈夫かというようなチェックが以前あったと思うんですが、現在は少し違ってるんですかね。

川地総合政策部長 それは施設を建てる上での防災上どうなのかという、恐らく質疑だろうと思いますけども、これに関しましては、具体的な質疑までは、まだされていない状況でございます。

笹木慶之委員 現状までね。

川地総合政策部長 はい。

河野朋子委員長 ほかにありませんか。

中島好人副委員長 まずですね。合併特例債についてですけども、いわゆる158億3,000万円、当初は全額使うかどうかよく分からないような話、残すような話だったんですけども、今の話だったら全額使うということで、この事業に5億1,000万円充てようということですけども、ここの施設に合併特例債を幾ら使うという基準というのはあるんですか。要するに事業の何%とかですね。それで残りがどうなるのか、ほかにもね、この間合併特例債の活用をめぐっては、いろいろな施設についてもですね、特例債の活用ということもあろうかと思うんですよ。だからこの

施設だけじゃないわけですよ。合併特例債の活用、そのものについては。その辺の全体的なかみ合いの中で、位置付けちゅうか、その辺の内容についてちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

河野朋子委員長 二つ質問がありましたのでよろしくお願いします。一つは何%を充てるというようなことかということ、全体の合併特例債の額に対しての考え方ですよ。

川地総合政策部長 合併特例債は原則で言いますと、起債の借りれる対象となる建設事業費に対しまして、充当率は95%までということが借りることができるということは、これはもう前々から私どもは説明をいたしておるかと思えます。この借りた合併特例債の今後、元利償還金が出ますけども、元利償還金に対して、7割が普通交付税措置として算定されるといった有利な事業でございます。通常で行きますと、本来は95%まで充てていくわけですけども、この度新市建設計画の変更の際に、御説明をさせていただいたと思えますが、山口東京理科大学、これの薬学部の設置につきましても合併特例債を活用させていただきたい。その他大きいものであれば埴生の小中の整備事業、それから学校給食の整備事業、それから火葬場の整備事業、その他小さい事業もございまして、私どもはこの合併特例債を充てる事業を全て計画いたしまして、事業費を出して、残り27年度まで特例債を使っておりますので、28年度からの借入れ可能額を算出いたしましてやりますと、皆が皆95%充当ということは、とてもじゃないかないわけですよ。そういったことでこちらのほうの新市建設計画を作る際にですね、地方債計画というのを新たにこちらのほうで作らせていただきまして、バランスよく配分をするという形でやったのが、先ほど御説明をいたしました5億1,000万円ですよということになるかと思えます。以上です。

中島好人副委員長 先ほどの説明で、この複合施設に関わっては、たくさんの財政の活用が説明されましたけれど、例えば防衛施設周辺でとか、民生安定とか、あるいは地域活性化事業とか、まちづくり魅力基金とかですね、こうした施設については多くの補助制度があるなというふうに感じたわけですけども、例えば先ほ

と言われた理大の薬学部の関係とかですね、埴生小中は一定の学校施設ですから補助金もあろうかと思えますけど、学校給食とか火葬場とかですね、そういった施設については、そうしたいろんな補助金の活用というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。もしあるならどういふ補助金の合併特例債とは別にそういった補助制度があるのかどうかと。その辺についてはどうでしょうか。

川地総合政策部長 私どもは事業を推進していく上で、この特定財源の活用というのは、まず一番最初に考えています。その中で最も有利なのは、やはり起債というよりも、国、県支出金、これが一番大きいわけですよ。当該年度の経費に対しまして、すぐ入ってまいりますし、非常に大きいということで、まずこれをどうかというふうに考えます。そういった中でまずいろいろと探していくわけですが、本来であれば、この児童クラブについては、先ほど説明いたしましたように、本来国、県の補助金が補助基準額がありますけども、3分の1、3分の1というのがありますんで、これについては当然活用していこうと、その他複合施設については、なかなかそういった国、県の補助制度はございません。ただこの地域の特殊性から言いますと、この民生安定施設が活用できるのではないかとということですね、実は防衛局さんといろいろ協議をした中で、何とか活用できるということで、事前の交渉に入っております、この予算の枠取りというのは、国も当然ありますけども、これを積極的に活用していきたいということで、事前のですね、申請を私どもはしております。その他小中学校の整備事業ですとか、学校給食施設の整備事業につきましては、当然国のですね、文科省さんの学校の補助事業が当然ございます。ただ給食センターにつきましては、今、非常にですね、国の補助金の割合が低くなっている、あるいはどうしても額が少なくなってますんで、財政力の弱い地方公共団体にしか補助されないという傾向にあります。残念ながら学校給食センターにつきましては、私どもは補助制度でやりたいと思っておりましたけれども、本年度についてはちょっとその補助がかなわなかったということに、今なっております。それからあと考えられます火葬場の整備事業につきましては、これはなかなかちょっと補助制度いろいろ探りましたけれども、どうしても単独事業という形に今なっております。あともう一つは山口東京理科大学の件でございますけども、これにつきましてもいろいろ地方創

生の観点からの交付金ですとか、いろいろ当たってまいりましたけれども、なかなか非常に難しいということで、有利な起債のほうを積極的に活用しようというふうな形にいたしております。事業によってはケース・バイ・ケースですけれども私どもはより有利な国、県支出金のほうからいろいろ探してきて、まず使って、あとは残りを有利な起債があればそういうものを充ててから一般財源を少なくしようという考えの下、やっております。以上です。

中島好人副委員長 期限についてはですね、合併特例債は御承知のようにちょっと延びたりもあつたりしたんですけど、大体期限があるわけですが。その他の今説明された事業でですね、防衛の分とかですね、いろいろまちづくりとか、そういうものにおけるこの期限的なものはあるんですか、ないんですか。

川地総合政策部長 まず民生安定施設につきましては、これについては今の規則上は何年度までという縛りはございませんが、国との協議の中で、非常にやはり東日本大震災の関係ですとか、そちらのほうにいろいろ財源が要るんで、国はある程度の基準額は持ってるけれども、予算が非常に付きにくくなってるという情報は得ております。ですから本来であればなるべく早くやりたいというのを思っています。ちなみに社会資本整備交付金で通常の道路整備とか、下水道整備とかもやっておりますけれども、本当に幾ら要望してもですね、5割、6割あるいはちょっと厳しくなると3割しか付かないという状況になっております。学校施設の整備事業についてもまさしく同様でございます。先ほど言いましたように給食センターにつきましては、残念ながら今回は単独事業でやらざるを得なかったと。小中学校につきましても今後どうなるか分かりません。やはりどうしても財政力の弱いところに集中していくという傾向がございますので、私どもとしては計画的な事業については計画的にやって財源を確保していきたいという思いでやっております。

大井淳一郎委員 この民生安定施設整備事業補助金ということで、補助金ですから10分の10ということで、有利な財源になることは理解できるんですけども、この民生安定施設の補助金を活用する前提として、建てる施設、まあ民生という名

前があるぐらいですから、条件があると思います。今、懸案になっている児童クラブを建てる場合に、この補助金が活用できるのか。それと今一応あります青年の家、これとの複合になった場合はこの安定施設補助金というのは活用できないのか。この点についてお答えください。

川地総合政策部長 この民生安定施設につきましては、いろんな条件がございます、まず何でもかんでも施設がいいのかという問題ではございませんで、どうしても防衛局の今訓練の飛行機がいろいろ訓練をされておりますけども、その飛行ルートの下でないといけないという条件がございます。やっぱりその地区の住民の方々が生活をしてる中で、もし万が一の事があったときの補助制度でございますので、そういった飛行ルートの中でないといけない。私どもはそれは当然確認した上で補助の申請をしてるという状況でございます。それから補助の条件でございますけども、これもいろんなものがございます、私どもが今考えておるのは、コミュニティー施設という形で補助を取っていこうという形になっております。児童クラブについては、これはまた別でございますので、児童クラブがなくても公民館はコミュニティー施設という形になりますので、その条件下の中で使おうと。ただ1点ほど基準がございます、面積要件がございます。500平米以上でないといけないという条件がございますので、例えば400平米とかになると、この民生安定施設はゼロになるといったこともあります。それから10分の10と先ほど大井委員さんが言われたのですが、これも一定の条件の中でありまして、埴生地区の人口で金額が決まってくるというようなシステムになっております。ただそれはあくまでも基準額でありまして、先ほどから何回も申し上げますが、国の予算額の内容によってかなりそれが落ちてきてるといふような状況下にあるということでございます。以上です。

大井淳一郎委員 まあ額が落ちてきてるとかいうのは分かるんですが、例えば青年の家の場合は飛行ルートのところではないとか、そういったことは調べてますか。

川地総合政策部長 一応確認しておりまして、今の現青年の家については、飛行ルートの対象地域になっております。

大井淳一郎委員 と申しますと飛行ルートであるので、例えばそこで複合施設を建てる場合であれば、児童クラブはなくてもコミュニティーとの絡みで、民生安定施設補助金を使うことは可能であるということによろしいでしょうか。

川地総合政策部長 制度上は可能であるというふうに思っております。

岡山明委員 ちょっと確認させてもらいたいんですが、今児童クラブ施設という話なんですけど、児童館とはちょっと取扱いの部分で何か違いかなんかあるんですか。

川地総合政策部長 児童クラブといいますのは、留守家庭の児童保育という厚生労働省さんの事業でございまして、それにのっとってやりますので補助事業があると。児童館といいますのは、特に何をするとか制限はございませんけども、学校が終わっていつ来てもいいですよといった形の施設でございまして、これは単独事業でやるような施設でございまして。うちの場合は小野田においては児童クラブと児童館を併用した施設というふうな形で整備をいたしております。

岡山明委員 では今この複合施設に関しては、児童クラブ施設と児童館が一緒にあるという併設という形になるんですか、そうすると今言われたように。

川地総合政策部長 あくまでも児童館ではございまして、児童クラブ施設という内容での施設整備というふうに考えております。

岡山明委員 それでは児童館という施設になると予算がまた出てくるんじゃないですか。これはあくまでも児童クラブという話があったときに、前回もこういう話、クラブと児童館は違うと。そういう話を伺ったときに、これ見たら児童クラブの予算が出てると。児童館としての予算が出てないと。その複合施設の中に児童館としての形で、児童クラブではなくて児童館としての予算が施設の中に入れられるんじゃないかと私、今思うんですけど。そういうのはどうなんですか。

河野朋子委員長 今回は児童クラブということですよ。児童館は全く関係がありませんので。はい、児童クラブを複合施設と一緒にという計画ですので、ちょっと児童館の件は全く今、はい。

大井淳一郎委員 この児童クラブの補助金を活用しようと考えたときに、当然児童クラブを入れていかなきゃいけないと思うんですけども、一般的に児童クラブというのは、学校の近隣になくはないということがありますので、ちょっと保留になったあそこと現在公民館や支所のあるところ、あそこに仮に児童クラブとの複合施設を建て替えた場合も使えるとは思いますが、それに対して青年の家のところでは少し学校から離れているので児童クラブ補助金は使えないという理解なんですけれどもそれでよろしいですか。

川地総合政策部長 仮にですね、子どもそれは想定はいたしてありませんが、仮に青年の家のところの敷地の中に児童クラブを造ることになれば、それはあくまでも補助事業でございますので使えますが、ただ実際の問題として小学校からかなり離れますので、ちょっとどうなのかなというふうには思っています。

大井淳一郎委員 地域活性化事業債ということでございます。ちょっと資料を見てみると、公共施設最適化事業債と地域活性化事業債の転用型というのがあるんですが、正確に言うとこれはどちらなんですか。それともまた違うものなんですか。

川地総合政策部長 地域活性化事業債は、非常にですね、幅広うございまして、今委員さんに言われた分も当然入りますけども、それ以外に多種多様な内容がございますので、これは国が年度年度定めてきます。その中で、今これ地域活性化事業債を充てようと。で、これのメリットは、その30%が交付税算入があるというふうな制度でございます。ただ非常にですね、この地域活性化事業債が実は厳しくなっております、さっき言われました公共施設の最適化事業のほうに回されるとか、あるいは地方創生事業のほうに回せるのではないかとか、ちょっといろいろ厳しい条件がございまして、今後これがですね、子どもこれ見ますと、30、

31年度に活用予定なんで、そのときまでにあるかどうかというの、ちょっとその辺についてはまだ疑問が残るといのはございます。で、内容についてはかなり幅広いんで、さっき言われた分以外のものを内容的には非常にあるということ御理解いただきたいと思ひます。

大井淳一朗委員 こういった地域活性化事業債、先ほど言ひました公共施設最適化事業債も含めてなんです、これを活用するためには、公共施設等総合管理計画というものを作らなきゃいけないんですが、その点はクリアできるんでしょうか。

川地総合政策部長 公共施設の整備の総合管理計画につきましては、国は28年度までに作りなさいというふうになっております。で、私どものほうではもう実は素案は今ほとんど出来上がっておりまして、これをもうちょっと再点検をさせていただいて、ある程度早いうちにですね、また皆様方のほうに御説明できればというふうを考えております。

岡山明委員 じゃあ私のほうから先ほど河崎委員のほうから話があったんですけど、タイムリミット、先ほどの話で私どこがリミットかよく分からなかったんですけど、具体的にちょっとお話をさせていただかないと私も考える上で、ここが最終なんだと、これがデッドラインと、その辺の日にちと言ったらおかしいんですけど、デッドラインはいつぐらいなかと。これ以上いくと、例えば合併特例債、肝心要の8億の事業に対して5億1,000万も掛かるようなその合併特例債が外れてしまうと。そういうような形になると非常にまずいと。そういう意味でデッドラインは大体ここだと。その辺は出していただけますか。

河野朋子委員長 一、二か月という回答がありましたけれどそれに何か補足がありますか。

川地総合政策部長 事業スケジュールでお示ししてます基本設計、これが見ていただければと思ひますけれども28年の12月に出来上がる予定となっております。そ

れを反映して29年度の実施設計の予算ですとかに反映させなければなりません。で、予算編成、皆様方も御存じのとおり1月末から遅くても2月の上旬がリミットなんです。となると先ほど説明したように最悪でも2か月が限度かなというふうに今思っております。

河野朋子委員長 あくまでもこれは合併特例債事業としてする場合にという大前提がありますので、その辺りはいいですよ。

大井淳一郎委員 今様々な財源を活用されるということでございますが、この民生安定施設の補助金、児童クラブの補助金にせよですね、地域活性化事業債にしても、これは合併特例債と抱き合わせではないと駄目だというわけではないと私は理解していますがその点でよろしいでしょうか。

川地総合政策部長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

河崎平男委員 埴生地区の複合施設の整備事業の財源の計画等もありますが、これについてですね、例えば埴生小中学校の一体型の施設の中で、この児童クラブ室を入れるということについては、事業計画とかいろんな変更が出てくるんですか。そしたらこの複合施設がですね、広くなったりとか、危険回避とかも、いろんな面ができるかなちゅう、ちょっと考えたんですが。いかがですか。

川地総合政策部長 今河崎委員さんの御質問は、今私どもの計画では、埴生地区の複合施設の中に、一体化した児童クラブを今作るという計画ですけども、そうではなくて今埴生小中の敷地の中に児童クラブを持っていてもどうなのかという質問ですか。

河崎平男委員 敷地じゃなしに小中ですね、小学校が新設されるからその辺りでですね、施設の利用ということでできたらですね、ここが広くなったり、いろんなことについてですね、ちょっと危険回避とかもできるというふうなことで、この事業計画、財源変更ができるかということです。

江澤教育長 児童クラブというのは、必ず必要な施設です。どこかに造らなければなりません。もしも学校の敷地内に造らざるを得ないという状況があった場合は、いろんな制約があるにしてもそれをしなければいけないと考えております。

河崎平男委員 可能性とすればそういうことはできるということですね。はい、分かりました。

尾山教育部長 今学校と複合施設を同じエリアの中にという前提で申し上げましたら、児童クラブを学校の敷地に別に単独で建てるとというのは、駐車場の確保の問題から難しいと言わざるを得ないと思います。では学校の校舎の中に造ったらどうかという考え方もあるんですけども、今私どもは、教育委員会限りでお示ししている部屋の配置で申し上げたならば1階にはですね、校長室、事務室、保健室、図書室とかというような部屋ばかりになっています。そこに児童クラブを更に追加というのは、敷地等の関係から難しいのではないかと考えてますから、校舎の中に設けるとすれば2階か3階に児童クラブ室を設けることになるんだろうというふうに思います。で、その場合に気を付けておかななくてはいけないのが、学校が終わってから利用する施設あるいは学校がない日に利用する施設ですから児童クラブというのは。ですから学校の校舎の真ん中辺りにあっては困るわけです。したがって一番端っこにあって、そこだけが独立した空間になっていて、校舎のほうには入っていけないというような間取りにする必要がありますので、校舎の2階あるいは3階の一番端の部屋に持っていくということになりますから、それがいいのかどうかということで、階段の配置であるとかということも考えていく必要がありますので、不可能ではないにしても一番いい案は、現在の複合施設のほうにあるほうがいいのかというふうに考えております。

大井淳一郎委員 今河崎委員のほうから案を示されましたけども、今尾山部長が言われた使途の問題、校舎の中に児童クラブを置くことは制限の問題もあるかもしれないけど、そもそも校舎の中に児童クラブを入れるとコミュニティプラザを建てるときに合併特例債が使えないのではないかと思います、そうではないんで

すか。

川地総合政策部長 本来であればですね、単なる公民館と支所を違う場所で造るとい
う形になるんで難しいんですが、今回の場合については、埴生小中それから複
合施設、青年の家も含めた全体の中での再編という位置付けでいきますので、
そうなったとしても一応、私ども国、県と事前協議いたしておまして、それにつ
いても今、可能というふうな形はお聞きをいたしております。

河野朋子委員長 ほかに質問はないですか。

中島好人副委員長 こうしていわゆる現金の動く有利な財源という形の中でありますけ
ども、市の財産ですよね、いわゆる市の市有地というか、そういうこととの関係で
はね、の活用というか、そういうことも論議されてきてる点があるんですけども、こ
こにおけるこの市の財産の活用について、どのような、ここには、数字には、現
金じゃないから表れないんですけども、その辺についてはどのように判断されて
おられるでしょうか。

川地総合政策部長 今回の埴生地区の関係の財産の活用ですかね。うちの計画では
現公民館、支所、消防分団のところにつきましては、これは今回埴生小中の南
側に施設を造るとなると現施設については解体と。で、解体した後に、消防分
団については、そちらのほうに新たに建て替えて、残りについては臨時の駐車
場で置くというふうな形にしておまして、行政財産として引き続き現施設の財
産については有効活用するというふうな計画は持っております。ですから不用に
なった土地ということで、例えば売買ですとか、売払いですとか、そういったこと
については今のところ現施設については考えておりません。

中島好人副委員長 当初ね、要するに市が提案した青年の家の関係ではね、いわゆ
る市の所有地であるのを活用しようということで、中学校のグラウンドは買いませ
んという、要するに市の財産を活用しようという動きのかみ合いだったと思うん
ですけども、そういう関係でのこの活用というか、その辺ではどのように考えておら

れますか。

川地総合政策部長 青年の家の活用につきましては、まだこれ、今後青年の家をどのような形で整備をしていくかということについては、まだこれ検討中でございます。で、結構敷地は広うございますけども、それについてのその活用については、今後まだいろんな形で検討して必要な土地については、有効活用していきますし、もしそのような土地ができればそれについてどう考えていくかということについては、まだ今の段階ではまだはっきり申し上げることはできません。

河野朋子委員長 ほかに質問は。

河崎平男委員 財源の問題なんですが、山陽地区では中山間地域のエリアに指定されておりますが、その殖生地域においても当然中山間地域ですよ。これについての事業費というのは、事前協議とかはされておるんですか。

川地総合政策部長 厚狭地区の複合施設につきましては、中山間の補助金、これがぎりぎり有効活用できたんですけども、実はですね、これ制度が変わりまして、本当厚狭地区はぎりぎりで間に合ったんで、何とかいろいろ交渉しまして使えたんですけど、今の制度でいくと殖生地区については、これは残念ながら使えないということが分かっております。

河野朋子委員長 ほかに質問はないですか。

中島好人副委員長 いまいちちょっと分からないんですけども、要するに当初計画した青年の家の財政状況と今の提案の財政状況との比較的な問題。要するに市の財産を活用しての分と今の土地も購入し、いろいろ購入しての関連性ちゅうかね、整合性ちゅうか、その辺のところをどのように判断されてますかね。

江澤教育長 市の所有地、有効活用できるところをまず有効活用しようというのから始めるというのは当然のことと思います。先ほどもありましたように。しかし、その施

設そのものの利用価値、有効性、目的に応じたものが、ちゃんと目的にできるのかどうかということがやはり大きな問題で市の土地がここにあるからこういう所でなければということは財政的にはまず最初に考えることかもしれませんが、次にはその施設の目的、その達成どのくらいできるのかという本来の一番重要なことを考えないといけないと思います。そのときにじゃあこういういろんな地域の人の施設というのは、いろんな意見を聴いていかななくてはいけないという状況であつたらうというふうに私は理解しています。

中島好人副委員長 やはり目的達成が一番大事なんで、そういう形で私たちも主張すべきことは主張してきているんですけども、当初はそういう目的達成ではなくて、市の活用が優先してきたという経緯があるということは指摘しておきたいというふうに思います。学校給食センターしかりですね、大塚の土地使う。まあいいですけど。

大井淳一郎委員 今中島副委員長の質問とちょっと関連させるとですね、市有地を使うということであれば一番考えられるのは現在公民館、支所が建っているところを活用できないかということがあります。ただあそこを児童クラブと抱き合わせで建て替えるべきだと思うんですけど、そうすると駐車場がその分確保できなくなるということもありますし、あとほかにどういった、例えば現地を活用した場合に生じる、あそこを活用するとなるとちょっと課題ですね、出てくると思うんですが、どういったことが考えられますでしょうか。

和西社会教育課長 現埴生中の下で、施設を建てる図面をお示したと思うんですけど、あの図面を今現地にはめた場合は、横の土地を購入したりとか、またそのような手続を進めない限りは不可能というふうに考えられます。以上です。

大井淳一郎委員 そのほかにも例えば仮設の問題とかあると思うんですが、ちょっとそこを一応執行から課題として聞いておかないと思うんですが。

川地総合政策部長 一番当初は現地建替えの話も実はあつたわけですね。で、ところ

が当初は、埴生小中の関係ですとか、児童クラブの関係ございませんでしたので、単なる建替えということで、特例債は付かないということで、議論がだんだんなくなったわけです。ところが今はまた児童クラブの問題も出てきたんで、そういった意味で大井委員さんが多分質問されてるんだらうというふうに思いますけれども、私ども正直言いまして、具体的な検討には実のところ入っておりませんが、先ほど和西課長が申しあげましたように、用地の購入がないと非常に難しいであろうと。で、同じ建替えにおきまして、まず現施設の解体ですね。これが条件になってくるのではなかろうかと。実は厚狭の複合施設につきましても保健センターとかありまして、保健センターを有効活用する中で、建替えが可能かどうかについていろいろ議論しましたけれども、やはり安全上の問題ですとか、騒音の問題ですとかいろいろありまして、やはりかなりの面積がないと同時でやっていくことは難しいんで、やはり解体が必要であろうと。ただ解体の前には当然家屋調査も必要ですので、そういった期間もかなり要するのではないかとというふうに考えております。それから解体をすれば当然その解体から現施設を造るのに相当な期間を要しますので、当然仮設事務所の設置が出てくるのではないかとというふうに考えております。で、埴生地区について、じゃあ仮設事務所をどこにするのかという議論も当然していかなければなりませんし、仮設事務所を設置するにしましてもですね、いろいろなイントラネットの整備ですとか、かなりの整備を要しますので、期間もどうしても必要になってくるのではなかろうかとというふうに考えております。それから用地交渉についても地元の協議等もありますし、それから市民の皆様方の意見も当然聴く必要があります。更には先ほども出ましたように、やっぱり駐車場の台数の問題も出てきます。まあちょっと図面上で線を引いたとしてもよく取っても四、五十台取れるのかどうなのかというのがありますし、それと消防分団車庫の問題、分団車庫もありますんで、消防分団車庫もどこかに先に造らなければこれがまた宙に浮いてしまうという可能性もありますんで、そういったことから考えますと、非常に時間を要するのではないかと。というと31年度までには、これを整備するのはちょっと非常に苦しいのではないかと。となると合併特例債の活用は難しく、通常の起債でやらざるを得ないのではないかと。そういった財政上の問題も出てくるのではないかとというふうには今思っております。以上です。

河野朋子委員長 ほかに。よろしいですか。合併特例債を活用した場合の今のタイムリミットというのをさっき確認されたんですけど、これ合併特例債を使わない場合ですよね。その場合は期限もある程度余裕があつてというふうになると思うんですけど、そういった場合現在のこの5億1,000万円、活用すべき合併特例債はどういったふうにされるのでしょうか。

川地総合政策部長 私どもは先ほどから158億3,000万全て有効活用したいという思いがございますので、じゃあこの5億1,000万が仮に使えなかった場合については、先ほどいろいろ考えております事業については、まだ多少充てるところがございますので、そのような振替え先の事業に充てていくというふうな形になるかと思いますが、全てはちょっと入りきれないということもありますし、全く振替えができるから財政上問題はないということもちょっと言い切れないというふうにも考えております。したがってどうしても振替えはしていきますけども、また新たにこの5億1,000万を有効活用して、新たな事業に取り組むというのも当然これ時間的にも非常に難しいんで、それもちょっと当然考えられないという形で思っていますので、やっぱり振替えよりも計画で、計画的に効果的にやるのが私どもは適切ではないかというふうに考えております。

大井淳一郎委員 今委員長が聞かれたのはそのことというよりはですね、この5億1,000万の合併特例債が使えない場合に、この埴生複合施設は必要ですからね、これを整備する際に、じゃあこの財源を使うのかということ考えた場合に、ということが多分質問されたと思うんですけど。

川地総合政策部長 財源的には、今お示ししている財源の内容ですけども、これが変わってくるのが、恐らく合併特例債でしょう。合併特例債が使えない場合は、通常の一般単独事業債という部分に変わろうかと思えます。で、一般単独事業債は通常は、普通交付税措置のない起債でございますので、非常に財源的には、負担を生じるということが1点。それから私どもはやはり31年度までこの合併特例債を有効活用するために、その地方債計画を立てながら、それから事業計

画を立てながら、計画の推進を適切にやっていきたいというふうに思っています。そういった意味から言いますと、平成31年度までは非常に大きい事業がどんどんと来るわけです。そういった中で通常債を活用して事業をやるとなると非常に財源的にも苦しいと。それから事業の優先度の問題がある意味変わってくる可能性もありますので、計画どおりにできるかどうかというのは、その辺は非常に私どもはちょっと不安が残るというふうに思っております。

中島好人副委員長 もう一つ今の委員長の確認なんですけども、要するに他の新しい事業は当然ね、もちろんするもんじゃないと思いますけども、要するに他の事業に回すことは、幾らか足していくちゅうかね、いうことで対処することはできるということの確認です。しかしそれが残りの全部じゃなくてちょっと余るかもしれないと、こういうことです。158億じゃなくて150億ぐらいしか使えないというような話なんです。158億は全部使えるという話なんですか。

川地総合政策部長 まず優先的な振替え先の事業ですけど、まず学校給食センター、これ今実は考えられるわけです。それと埴生小中のこの整備事業、これにつきましても全部が全部、今、合併特例債を充てられない状況ですので、こちらのほうに優先的にやろうかというふうに思っております。あと考えられるのが、山口東京理科大学の薬学部の整備事業ですが、これについては今もってですね、まだいろんな財源について、非常に私ども検討しておりますので、これがどうなるかというのは、ちょっと今の段階では申し上げられにくい分がございますので、全て全部5億1,000万が振り替えられますかどうかというのは、今の時点ではちょっと申し訳ございません、まだ具体的には述べることはできません。

大井淳一郎委員 今保留になっている案でいくとなるとですね、青年の家がどうなるのかということがあろうかと思えます。これについて今の現段階での方針と、財源ですね、これ多分特例債は使えないと思うんですが、どのような形でこの青年の家の整備を考えているのか、お分かりいただける範囲で教えてください。

和西社会教育課長 青年の家につきましては、御存じのとおり宿泊機能は止めており

まして、スポーツ施設に特化しておる状態です。そういった中で解体を起こした後は、そのようなスポーツ施設の特性を持ち、市の施設の一つとして位置付けて活用していくことになろうかと思われま。

河野朋子委員長 財源の、具体的な何かありますか。

和西社会教育課長 どの程度どうするかという辺りが、見えてない状況ですので、実際、どのような、どれぐらい掛かる、どこまでやるかということについては、まだ検討しておらないという状況です。

大井淳一郎委員 確認ですけど青年の家の活用については、今白紙というか、まだ今のところ具体的なものは全くないということでは理解してよろしいでしょうか。

和西社会教育課長 全くないかどうかというのは、何とも言えないところなんです、先ほど申しましたとおり、スポーツ施設としては活用はしていくという方針については変わらないというふうに思います。

河野朋子委員長 当初青年の家で複合施設建設を計画されてたときには、それがあ程度、その計画に沿って、その辺りの計画が進むというふうに、当初はそういうふうな計画だったのではないんですか。どこがどうなってこれほど長い期間、どこも何も動かないというか、ずっと本当にあの状態で、何かどこかで検討したけれども、こういう問題があってストップしたとか、そういったこともないんですか。今聞くと何にも動いてないような感じがするんですけども。その辺りについてお願いいたします。

江澤教育長 埴生の青年の家は、ああいう状況で利用を一部のみということで、本体としての役割の活動はしてないわけなんです、そういった中で、今青年の家の本来の目的の活用といいますか、その意識が全国的に変わりつつあります。宿泊研修というものが、その市の中にどこかなくてはならないというよりも、もっと集約した利用価値の高いものを県レベル又は二、三の県レベルで造っていかう

という、そういったものになっております。そういった中で、じゃああそこをどうするのかっていうのは埴生の公共施設全体を見定めながら、考えながらしていかないと、あそこだけということは、もう難しいというふうに我々は判断しております。そこで何年か前から、そして今回のように埴生の複合施設、埴生の公共施設全体をどういうふうにしていくのかという意見交換会が開かれたと理解しております。その中では、現青年の家というのは、違う形で何らかのものを造っていくという、そういった話がそこではされたと理解しております。一つはスポーツ施設のもの、もう一つは例えば今回の我々が、市が提案したものの中で非常に広い講堂等がありますが、そういったものも青年の家のいろんな活動、そういうものが可能かどうかということも含めて利用というものを考えていくということになるかもしれませんし、具体的にはこの埴生の公共施設の大きな柱である公民館、支所、ここが明確になった後、またその青年の家をどういうふうにするのかという議論が、やっときちんとできるのではないかと考えております。ですから今の段階では、その利用価値、目的そういうものが少しずつ変わりつつある現在、ちゃんとしっかり議論してどういうふうにするか、考えていかなきゃいけないという立場であって、それが今までできていないという、そういう状況でございます。

大井淳一朗委員 今青年の家のことで、スポーツ施設をということで方針を示されましたが、ちょっと1点気になるのはですね、意見交換会で市長が言われた、旧2号線より南には公共施設は建てませんということを明言されました。そうするとその方針と今言われたことは矛盾するのではないかという意見もあると考えられますがその点はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

江澤教育長 公共施設というのが例えば青年の家の体育館、非常に利用価値の高い立派なグラウンド、体育館がありますが、その公共施設かどうかと言われれば公共施設なわけで、その190号線等々の話は、やはり市民の人が通常、日常的に多くの人が集まったり、そしてまた避難箇所となったり、そういうものが第一想定で考えられているんだと思います。スポーツ施設うんぬんという話はグラウンド及び体育館をメインとして利用価値の高いスポーツ施設にしていこうというもので、そこにたくさんの方が寄り集まるような、そういう施設を建てようというところ

までは、考えておりません。現段階では。

河野朋子委員長 かなり今の矛盾があると思いますけど、たくさんの人が集まるのはスポーツ施設も集まるんじゃないですか。今の発言はかなり矛盾があると思うんですけど、大丈夫ですかね。

江澤教育長 私が集まるというのは、避難箇所になっていたり、それは地震があるところで、いろんなスポーツ施設はいろんな立地条件が必要なところもあるわけですから、それはいろいろあると思うんです。それは体育館と公民館のような施設というのは、やはり少し色合いが違うんじゃないかと思います。いずれにしても避難箇所になり得るような場所とそうでないところというのは、そういうふうな考え方で分け、考えてもいいんじゃないかと私は考えております。

中島好人副委員長 全く地域ちゅうかね、そういう意識は当初は今の答弁と全然違うわけですよ。要するにあそこの地域は、地域の交流拠点として人々が集い、憩い、遊び、スケボーも含めて若者たちが集まってくる、そういう活気ある地域にしようとしちゅうて提案を当初したわけでしょう。地域交流拠点として。で、避難場所は避難場所だね、また高台とかあれやけども。それでね、今財政の問題やから、今時点でね、そういう発想があってもね、それが着手できますか。様々な状況が、今、川地部長が言ったように、事業がもう次から次へね、山積みになっちゃるんやけどね、目白押しでぼんぼんぼんぼん、こう進められるわけですよ、今から。東京理大も含めて、薬学部も含めて。それと並行してですね、今この青年の家を施設として考えるものは考えてもええけども、着手できますか。

江澤教育長 私はそういうことを言ってるのではなくて、青年の家の問題は、埴生の公共施設の大きな重要な問題が片付いた後、議論すべきであると。議論していこうということで、多分このいろんなことが何年度か済んだ後、着手という面では、着手するようになるんだろうと思いますし、そういうことです。

中島好人副委員長 私は今やるべきだと。今からよ、考えてみなさい、学校給食や火

葬場や様々な事業計画がされててですね、今埴生の複合施設もありますけども、そこでね、それが片付いたら着手しますということがね、絵空事です。もうこれは飛んでしまいますよ。だから僕らとしてはね、やっぱ一体的にどうしていくか、今の老朽化した施設そのものをどのように活用し、どのようにしていくことがその地域のためにいいのかと。ある程度並行的に考えていきたいと。全部片付いたらまた考えますというのはね、そんなのではもう何年、何十年先になるか分かりませんよ。僕はそう思いますから。真剣に一緒に考えていきたいというふうに思います。

河野朋子委員長 意見でいいですよ。

笹木慶之委員 ちょっと整理したみたいと思いますがね、あの市の事業というのは、総合計画に基づいて、そして個別の都市計画マスタープランでインフラ整備をやる。それはまちづくりの方向性をきちっと示したものである。それに符合して、今の事業が進んでいるわけですよ。いろんな意見が飛び交いますが、それを変えるとなるとマスタープラン変えなくちゃならんでしょう。まちづくりの方針が変わってくるわけでしょう。もちろんそのマスタープランに基づいて、事業が具現化していく中で実施計画に盛り込み、併せて財政計画を立てていく。今この手元に示されてあるのが、その一連の作業の中で出てきた最高の財源を使っただけ、期限ぎりぎりの計画ということですね。ですからいろんなことが言われておりますが、それがこの一、二か月のうちに変更して、着手できるのならいいですが、それは不可能でしょう。ある面言えば。それからもう1点、これは教育長さんに申し上げますが、計画に上がっていないことの具体論は余り言われたいほうがいいですね。誤解を招きますから。お気持ちは分かりますが、やっぱり計画行政ですから、計画をきちっとクリアしたものを具現化していく。だから私は以前から言っておりますが、早く計画を立てたほうがいいですよということを言っておりますが、今ああする、こうするというのは難しい問題だと思うんですよ。ただ都市計画マスタープランの中から見ると、あの地域はレジャー、観光の地域と位置付けられている。ですから市内のうんぬんじゃなしに、広く広域的な交流の場を想定しておるし、それから支所、公民館というのは地域の拠点なんですよ、それぞ

れ地域の拠点、だからその辺りをもう少し整理をして発言されないと誤解を招くような傾向になるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

河野朋子委員長 二つ質問がありましたので、まず本当にほかの場所では不可能なのかどうかということを今言われたんですけど、もうこれ以外は選択肢がないんじゃないかという質問に対してはお答えできますか。

川地総合政策部長 合併特例債を活用してですよ。活用して今の私どもが3月で提案させていただいた事業を進捗するには、今でもぎりぎりのスケジュールですけども、もう一、二か月ぐらいは何とかなるというだけの話であって、ほかのところでもし、そういった話で、違うところでやるのであれば、それは一、二か月という話じゃなくて全く最初からもう一度検討し直さなくてはなりませんので、当然かなりの時間は要しますよということでございます。それはいろんな計画を含めての整合性も取らなくてはなりませんし、また市民の皆様方の意見も拝聴しなければなりませんし、かなりの時間が掛かるし、あと財源の問題も出てきますし、事業の優先度も出てきます。そういったことをいろいろ考えた上で、また事業推進をしていく必要があるというふうに考えております。

河野朋子委員長 それともう1点ありましたよね。マスタープランの件ですよ。いいですか。

笹木慶之委員 マスタープランの件は、今の答えで中に含まれてますから。結構です。なぜかと言うと、マスタープランをね、変更するのに手順が要りますよね。だから変更する手順というのは、3か月やそこらで変更できません。半年以上必ず掛かると思います。だからまずこの変更自体がタイムスケジュール的に無理だということですよ。だからもしまちづくりの根幹を基本的に変えるのならですね、それはそれでいいんですが、やっぱり我々は審議していく中で例えば財政計画は、総合計画にマッチしているか、マスタープランにマッチしているか、その事業であるかどうかということも審議してますし、それからもし変更しようとするればそれは変更する手順を取られないと、なぜ勝手に変えたのかということにもなりかねま

せん。これは埴生地区だけの問題じゃなしにね、全体がそうだと思います。だから私はそれを思うととても一、二か月で修正が掛かるものじゃないんじゃないかと思うからですね、それを尋ねたわけです。もう一度ちょっと答えてください。

川地総合政策部長 都市計画マスタープランにつきましては、総合計画の下で計画でございますけれども、これがどの辺りであれば計画の変更が必要かどうかというのは、内容によりけりだろうというふうに考えております。もし場所を変更するのであればですね、その場所の変更の場所によって、また各計画との整合性を取る必要がありますし、整合性が取れば、変える必要はございませんし、取れなければまたいろんな諸手続を踏んでいく可能性もあります。都市マスもたしか平成の29年度までだったと思いますので、もうそんなに時間もありませんし、その辺のこともありますんで、その辺についてはまた1から考えることも必要なのかなというふうに思ってます。

河野朋子委員長 当初青年の家で提案されてますよね。それはマスタープランの変更が必要だったわけですか。その辺。

川地総合政策部長 当初の基本構想の案ですね。基本構想のときの案のことを委員長さんは、おっしゃってると思いますけど、あの案につきましては青年の家の現施設の有効活用ということで、改修をしてという案。それとそれを出してという状況なんで、その利活用の中で、そこまでその計画が変更する必要があるのかどうなのかというと、その辺については、現施設の有効活用なのでそこまでやる必要があるのかなというのは、ちょっと思ってます。

大井淳一郎委員 もう1回整理しますと、この当初示された基本構想というのは、これが都市計画マスタープランと矛盾するものであったら、そもそも出しちゃいけないわけですね。だから矛盾はしないと。ただし議論をする中で、市民の方からあそこだと今の位置から1キロも西に行くのはどうかという意見や、あるいはそこは浸水想定外とは言え、避難を要する水色の地域なんだから危ないという、そういったいろいろな意見を基に変わったという理解なんですか。それじゃないんで

すか。いかがでしょうか。

川地総合政策部長 ですから最初に出した基本構想については、その整合性が出て出してるんですから、その段階で都市マスを変えるというような話にはならないんじゃないかなというふうに考えているということでございます。

中島好人副委員長 マスタープランよね、現在の青年の家の位置に、統合施設として整理すると。そしてね、また当該施設内に必要な面積等を確保して、支所機能を継続しますという、こういうね、方向になってるんですけども、いわゆるそういうのをこの全く変えたということなんですよね。だから重要な基本構想やマスタープランの中身をこう変えるという点でね、その位置付けが、きちっと論議なりね、それで市の埴生のまちづくりを提案し、決定した中身が、あらゆる手続を含んで決定した、議会決議もされたかどうかあれやけど、決定された中身がそういうことでちょっと分からずに変わったということなんですよね。

川地総合政策部長 最初に基本構想、皆さん方よく御存じでしょうけども、その基本構想に基づいて、埴生地区の皆様方に投げ掛けたところ、いろんな御意見があったんで、1回は埴生地区の皆さんにお預けした次第なんですよね。ところがなかなかその中でまとまり切れないんで、また市のほうで、どうかイニシアチブを取ってくれないかということで、今みたいな形になってきてると、その中でいろんな御意見をいただきながら最終的に今回出したのが、政策的な判断として出したということでございます。

河野朋子委員長 今の確認するところによれば、当初の青年の家で提案された場合、それから3月に提案された場合、どちらも市のマスタープランから外れてはいないという確認を、今させていただきますので、いいですよ、その件は。それ以外の質問があれば受けます。いいですか。

中島好人副委員長 今日の議題、テーマちゅうのは、財政ちゅうことなんですけども、いまいち最初から言っているように、教育長が変なこと言うから、ちょっと話がそ

れたんだけど、僕は財政的なことを聞いたわけやけど、だから財政的なところでの違いちゅうか、その辺はどうなのか、いまいちちょっと分からないんですよ。最初の目的がうんぬんちゅう話とは別に、もう当初は試算してないちゅうのが初めのあれやったけれども、あれからもう随分経つから、委員会で言ってることが、どうなのかとこういうふうに、試算したのかとか、その辺の確認なんですけども。

河野朋子委員長 青年の家でのシミュレーションですよ。

川地総合政策部長 当初の段階では大変申し訳ありませんけれども、そこまで具体的な試算というのはやってません。ただいろんな議論をする中で、27年の3月ですか、一定の、うちが方針を定めたときについては、ある程度のこれは概算数値でございますけれども、試算をした上で、試算上は、ほぼ余り変わらないんじゃないかと。ただ具体的な積上げ方式ではございませんので、まだ確実に何をどういった形で造るかというのは、具体的には詰めておりませんが、概算の数字でいろんなことを想定しながら、建設部さんとも協議しながらやった数字上は、概算上は余り、現施設の事業費とは余り変わらなかったということは、たしか1回説明をさせていただいたところでございます。

大井淳一郎委員 単純にですね、青年の家を活用すれば市有地ですので、土地の購入費は浮くんですけど、とは言いながら、今同じと言われたんですが、細かいところまでは置いといてですね、どういった点で同じになってしまうのか。それを答えてください。

河野朋子委員長 解体とかそういうところに関わってくるのかどうか。

川地総合政策部長 やはり土地の造成とかですね、その辺もございまして、どこまでやるかというのは、これありますんで、その辺の具体的な詰めはしてないということであって、ただ全体的な概算事業費をはじいていくと、ほぼ同額ぐらいになったということでございます。

河野朋子委員長 財源内訳を今出されていますけど、これについても大体同じような財源の内訳になるという確認でよろしいですか。

川地総合政策部長 今回の財源内訳は、基本、一つずつ詰めている財源内訳でして、当然総事業費をちゃんと議会に示すには、私どもはきちんと財源内訳をやりま。その当時は、大変申し訳ありません、何回も申し上げますが、やはり概算です。そこまでは詳しい財源の内容を出したわけではございません。

河野朋子委員長 ほかにありますか。確認ですけどリミットが合併特例債を使えばあと一、二か月というのはもう確認したんですけど、建設場所がほかになった場合、いろいろな条件で少しそういった期限がもっと延びるようなことも言われましたけれど、青年の家を想定した場合は、これはこの期限内で、計画どおりできるのかどうか確認いたします。

川地総合政策部長 これにつきましては、まだ具体的に詳細に、内容的には詰めておりませんので、間に合うかどうかというのは、この段階では、はっきり申し上げることはできません。

河野朋子委員長 それはいつの段階ではっきり分かりますか。

川地総合政策部長 私どもはあくまでも埴生小中のところに出すという案を提出しております。もし青年の家になるということになれば、またその段階で、一から詰めていく必要がございますので、そうすると時間を要してしまうということになります。

河野朋子委員長 ほかに質問はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。質問がないようですので、今日は財政的なことについて、いろいろお聞きしましたけども、この後、また少し委員とも協議しまして、更にいろいろ調査したいことが出てきた場合は、また御協力をお願いするようになると思いますが、今日のところは一応説明を受けて質疑も終わりましたので、調査は、財政についての今日の1回目は終わりたいと思います。それでよろしいですか、皆さん。それでは一

応委員会を終わります。

午前11時25分閉会

平成28年(2016年)4月21日

総務文教常任委員長 河野 朋子